

大阪広域水道企業団契約規程を公布する。

平成31年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第19号
大阪広域水道企業団契約規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 契約の締結

第1節 契約締結の依頼（第4条・第5条）

第2節 参加資格（第6条—第8条）

第3節 契約方式別の手続

第1款 一般競争入札（第9条）

第2款 指名競争入札（第10条）

第3款 随意契約（第11条—第13条）

第4款 せり売り（第14条）

第4節 入札（第15条—第24条）

第5節 契約書及び契約保証金（第25条—第32条）

第3章 契約の履行

第1節 契約上の権利義務（第33条）

第2節 監督及び検査（第34条—第36条）

第3節 契約上の給付（第37条—第40条）

第4章 契約の変更及び解除（第41条—第44条）

第5章 補則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）において締結する売買、貸借、請負その他の契約については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（運用の基準）

第2条 この規程の運用に当たっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 収支等執行者 大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号。以下「会計規程」という。）第2条第7号に定める者をいう。

- (2) 市町村域水道事業 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業をいう。
- (3) 電子入札 大阪広域水道企業団電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）のプログラムを使用して、電磁的記録の送受信により執行する入札をいう。
- (4) 固定資産等売却システム インターネットを利用して固定資産及び物品の売払を行うシステムをいう。
- (5) 物品 会計規程第2条第9号の物品をいう。
- (6) 固定資産 会計規程第2条第10号の固定資産をいう。
- (7) 物件 物品、会計規程第2条第10号アの有形固定資産（土地を除く。）及び同規程第76条のたな卸資産をいう。

第2章 契約の締結

第1節 契約締結の依頼

（入札及び契約の手続）

第4条 収支等執行者は、次に掲げるものについては、事業施行の決定を行った上で契約検査課長に入札及び契約の手続（工事に係る単価契約及び市町村域水道事業における契約にあっては入札の手続）を依頼しなければならない。

- (1) 工事又は製造の請負契約のうち設計金額又は積算金額が1件250万円を超えるもので電子入札によるもの
- (2) 委託契約のうち設計金額又は積算金額が1件100万円を超えるもので電子入札によるもの
- (3) 物件の購入に係る契約のうち購入予定価格が1件160万円を超えるもの及び物件の借入れに係る契約のうち設計金額又は積算金額が80万円を超えるもので電子入札によるもの

2 収支等執行者は、前項の手続を経て契約を締結したもの（工事に係る単価契約及び市町村域水道事業における契約を除く。）について、変更を要する場合についても、契約検査課長に契約の手続を依頼しなければならない。

3 契約検査課長は、前2項の規定により入札又は契約の手続の依頼があったときは、入札又は契約に必要な手続を執るものとする。

（一括契約）

第5条 複数の所属において、同一の業務（以下この条において「業務」という。）を発注しようとするときは、それらの業務を一括して発注し、契約すること（以下「一括契約」という。）ができるものとする。

2 前項の場合において、業務を発注する所属の収支等執行者は、取りまとめを行う所属（以下「総括所属」という。）の収支等執行者に一括契約の依頼をしなければならない。

3 一括契約に係る前条第1項又は第2項の規定による依頼は、総括所

属の収支等執行者が行うものとする。

第2節 参加資格

(入札参加資格)

第6条 売買、貸借、請負その他の契約（売払いの契約を除く。）に係る入札に参加しようとする者に必要な資格は、企業長が別に定める。

(売払いの入札参加資格)

第7条 売払いに係る入札に参加しようとする者に必要な資格は、契約の目的に応じて収支等執行者が定める。

(せり売りの参加資格)

第8条 前条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第3節 契約方式別の手続

第1款 一般競争入札

(公告)

第9条 一般競争入札の公告は、入札の日の5日前（緊急の必要がある場合においては、入札の日の前日）までに、電子入札システムへの登載、新聞紙への登載、掲示その他により、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 契約事項を示す場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事のうち予定価格が500万円以上のものに係る公告は、入札日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間を設けてしなければならない。

第2款 指名競争入札

(指名方法)

第10条 収支等執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の12第1項の規定により入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない事情があるときを除き、5人以上を指名しなければならない。

2 自治令第167条の12第2項の規定による通知は、前条第1項第2号から第7号までに掲げる事項について行わなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間を設けて通知しなければならない。

第3款 随意契約

(随意契約の限度額)

第11条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地企令」という。）第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約の手続)

第12条 地企令第21条の14第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) 毎年度の当初に、当該年度の地企令第21条の14第3号又は第4号の規定により随意契約により締結する契約に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。
- (2) 契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を別に定めるところにより公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方（以下「契約者」という。）の決定の方法及び基準

ウ 公募により相手方を決定する場合にあっては、その申請方法

エ アからウまでに掲げるもののほか、必要な事項

- (3) 契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。

ア 契約者の氏名又は名称及び住所

イ 契約者とした理由

ウ ア及びイに掲げるもののほか、必要な事項

(見積書の徴取)

第13条 収支等執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、企業長が契約の目的又は性質により見積書を徴する必要がないと認めて別に定めるものについては、この限りでない。

第4款 せり売り

(公告及び参加の手続)

第14条 第9条第1項の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第4節 入札

(入札保証金の納付)

第15条 一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする

場合は、入札に参加しようとする者に対し、見積もる契約希望金額（単価による入札の場合は、契約希望金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の2以上の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、固定資産等売却システムによる一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、入札に参加しようとする者に、当該入札に係る予定価格の100分の2以上の入札保証金を納めさせなければならない。

（入札保証金の免除）

第16条 収支等執行者は、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に収支等執行者を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- (2) 自治令第167条の5に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金に代わる担保）

第17条 一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金に代わる担保については、会計規程第55条に定めるところによる。

（入札保証金の還付等）

第18条 入札保証金は、落札者が納めたものについては、契約を締結した後、その他の者が納めたものについては、入札終了後速やかに還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充てることができる。
- 3 固定資産及び物品の売払いにおいては、入札保証金を売買代金の一部に充てることができる。

（入札保証金の帰属等）

第19条 落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、企業団に帰属する。

- 2 入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、別に定める金額を支払わなければならない。

（せり売りの参加保証金）

第20条 第15条第2項及び第16条から前条までの規定は、せり売り参加の保証金について準用する。

（予定価格等）

第21条 収支等執行者は、一般競争入札又は指名競争入札に付する事項

の予定価格を記載した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

- 2 低入札価格調査基準価格（自治令第167条の10第1項又は自治令第167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は落札者となるべき者を落札者としな
いこととするか否かを決定するためにその申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を開始する場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を設けたとき若しくは失格基準価格（低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断する場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を設けたとき又は自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、前項の書面に併せてこれを記載しなければならない。
- 3 収支等執行者は、入札及び契約の手續の透明性の向上を図るため必要があると認めるときは、開札までに予定価格、低入札価格調査基準価格若しくは失格基準価格又は最低制限価格を公表することができる。この場合において、予定価格を事前に公表するときは第1項の規定は適用せず、低入札価格調査基準価格若しくは失格基準価格又は最低制限価格を事前に公表するときは前項の規定は適用しない。
- 4 電子入札により落札者を決定するときは、電子入札システムに予定価格、低入札価格調査基準価格若しくは失格基準価格又は最低制限価格を登録するものとする。この場合において、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（入札の無効）

第22条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札に当たり、虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (3) 電子入札公告等において示した条件等その他入札に関する条件に違反した者が入札したとき。
- (4) 企業団から入札参加資格のある旨確認された者であっても、事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者が入札したとき。

（入札の中止等）

第23条 企業団は、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札執行を保留し、延期し、若しくは取りやめ又は紙を用いた入札に変更することができる。

（せり売りへの準用）

第24条 第21条、第22条第1号から第3号まで及び前条の規定は、せり売りの場合について準用する。

第5節 契約書及び契約保証金

(契約書)

第25条 収支等執行者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約締結の手續)

第26条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日を除いた10日以内に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。ただし、収支等執行者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項の規定による契約手続を怠ったときは、落札者又は契約者としての権利を放棄したものとみなすことがある。

(契約書の省略及び請書等の徴取)

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により、契約金額が150万円を超えない契約を締結するとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合を除くほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、別に定める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第28条 地企令第21条の15の管理規程で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、建設業法の適用を受ける工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。

(契約保証金に代わる担保)

第29条 契約保証金に代わる担保については、会計規程第55条に定めるところによるものとする。

(契約保証金の免除)

第30条 収支等執行者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に収支等執行者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号に規定する財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 自治令第167条の5又は同令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 固定資産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 変更契約を締結する場合において、企業長が別に定める事項に該当するとき。

(契約保証金の還付)

第31条 契約保証金は、特約した場合を除き、契約者がその債務の履行を完了したときにこれを還付する。

(契約保証金の帰属)

第32条 第43条の規定により契約を解除したとき又は契約者の責に帰すべき事由により契約が履行不能となったときは、契約保証金は企業団

に帰属する。

第3章 契約の履行

第1節 契約上の権利義務

(権利義務の譲渡等の禁止)

第33条 契約者は、契約に関する権利義務を収支等執行者の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

第2節 監督及び検査

(契約履行の確保)

第34条 収支等執行者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により履行の確保又は給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、職員を指定して必要な監督又は検査をしなければならない。

2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合又は当該検査に係る契約の契約金額が1件150万円以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上記名押印してこれに代えることができる。

3 前項の規定は、自治令第167条の15第4項の規定に基づき検査をした企業団の職員以外の者について準用する。

(監督及び検査の兼職禁止)

第35条 前条第1項の監督又は検査を行う者は、特別の必要がある場合を除くほか、これを兼ねることができない。

(検査依頼)

第36条 収支等執行者は、第34条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、事業管理部長に検査の依頼をしなければならない。ただし、緊急工事等に係る検査を除く。

(1) 工事又は製造の請負契約で契約金額が1件250万円を超えるもの

(2) 測量・建設コンサルタント等の委託契約で契約金額が1件100万円を超えるもの

2 前項の規定により依頼を受けた事業管理部長は、職員を指定して検査を行わなければならない。

3 前項の規定により検査を実施した職員は、直ちに検査調書を作成し、事業管理部長は、検査調書を依頼のあった収支等執行者に送付するものとする。

第3節 契約上の給付

(目的物の引渡し)

第37条 契約の目的物は、検査合格後、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契

約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払)

第38条 契約により工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約にあつては、その既納部分に対する代価を超えることができない。

(履行遅滞による違約金)

第39条 収支等執行者は、契約者がその責に帰すべき理由により、契約の履行期限までに契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項の違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は企業長が別に定める場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年5パーセントの割合で計算した額とする。

(かし担保)

第40条 収支等執行者は、目的物にかしがあるときは、契約者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第4章 契約の変更及び解除

(契約の変更等)

第41条 収支等執行者は、必要があると認めるときは、契約の全部若しくは一部の解除、履行の中止又は契約内容の変更をすることができる。

(履行期限の延長)

第42条 契約者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、期限内に履行する見込みがない場合は、履行期限の延長を求めることができる。

(契約者の責による契約の解除)

第43条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、収支等執行者は契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約条項に違反したとき。

(契約解除時の処理)

第44条 前条の規定により契約を解除したときは、既済部分又は既納部分に対し、適当と認める範囲内で相当と認める金額を交付し、既済部

分等を企業団に帰属させるものとする。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合に準用する。

3 前2項の場合において違約金その他の損害金があるときは、交付金額からこれを差し引くことができる。

第5章 補則

(施行の細目)

第45条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。